

札幌市環境影響評価条例に規定する「技術指針」の変更について

1 技術指針とは（条例第5条関係）

- (1) 条例の規定による環境影響評価等の手続が適切に行われるための技術的な指針。
- (2) 既に得られている科学的知見に基づき、札幌市の自然的・社会的条件を考慮し、対象事業について、環境影響評価の項目、項目ごとの調査・予測・評価の手法等を定めている。
- (3) 策定者は市長。策定、変更にあたっては、あらかじめ札幌市環境影響評価審議会の意見を聴かなければならないこととなっている。
- (4) 現行の技術指針は、平成12年5月31日に策定（環境局長決裁）。

2 技術指針変更の必要性

- (1) 市長は、技術指針について最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされている。（第5条第2項）
- (2) 法対象事業の技術指針について、「環境影響評価の基本的事項（環境省告示）」が平成17年3月に、各省庁の「技術指針等を定める主務省令」が平成18年3月にすべて改正されたが、法制上、市条例はこれに準ずる必要はないものの、技術的な指針が法・条例の違いによる異なることは、環境影響評価手続に際し混乱を生じる恐れがあり、また、科学的知見に基づく技術的な事項において大幅な差異が生じることは、地域特性等の事情を除き、論理矛盾を呈することから、主務省令との整合等について精査・検討する必要がある。
- (3) 技術指針策定から、9年を経ようとしており、その間に、調査方法等で引用している法令等の改正、新たな科学的知見等、情勢の変化が生じており、文言整理を始めこれらに対応する必要がある。
- (4) なお、市民自治条例の施行により、分かりやすい情報提供と市民参加の推進が求められており、技術指針についても、市民・事業者双方にとって分かりやすい情報提供のあり方に留意し、環境影響評価に対する市民参加の促進に努める必要がある。

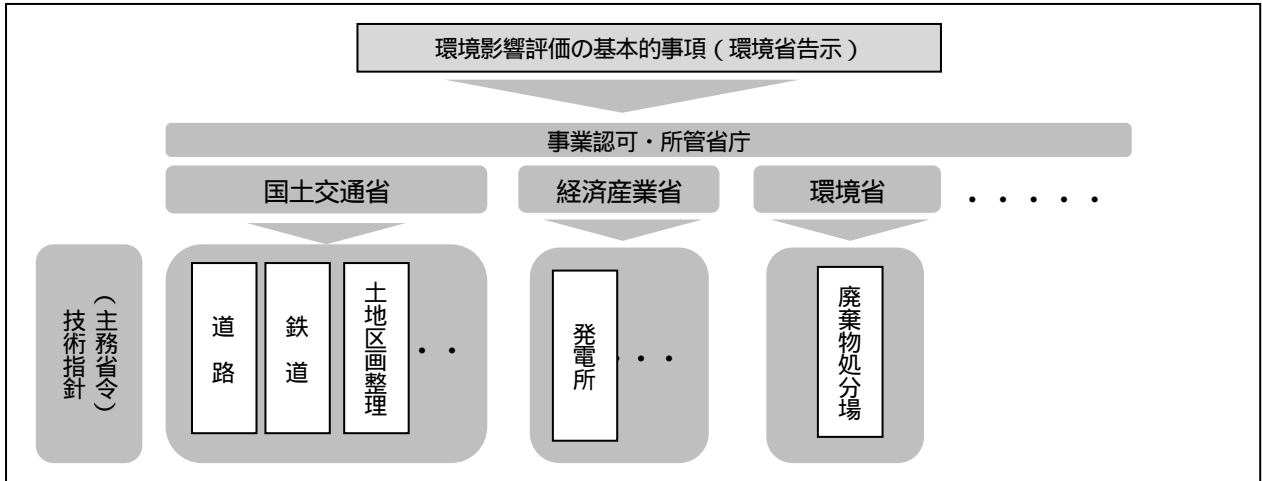
3 変更すべき事項の基本的な考え方

- (1) 主務省令との整合
より適切な環境影響評価を行うために、市技術指針で不足している考え方・事項について、札幌市の地域特性を勘案の上、必要と認められるものについて、主務省令との整合を図る。
- (2) 引用関係法令の精査・整合
調査手法等において引用している関係法令・基準等について、現行法規との精査を行い、必要に応じ所要の整合を図る。
- (3) 新たな科学的知見に基づく見直しに向けた準備・検討
平成17年3月に改正された「環境影響評価の基本的事項（環境省告示）」については、5年程度ごとを目途に点検されることから、次回点検結果の公表以降、結果の状況を勘案しつつ、新たな科学的知見が認められた場合は、これに基づく見直しに向けた検討を行うこととする。

4 変更スケジュール案

	4月	5月	6月	7月	8・9・10	11・12	1月	3月
素案策定	あり方検討	省令照合点検・修正		素案策定		素案修正		改正・公表
関係課調整			修正依頼		確認依頼・内容調整			
審議会		正副会長調整	審議会			審議会	審議会	
					正副会長調整			

(1) 法の技術指針体系



(2) 構成内容・相関図

- 基本的事項（環境省告示）**
- 1 位置付け
各省庁が技術指針を策定する上、盛り込むべき基本的な事項を提示
 - 2 構成（技術指針関係分）
 - (1)項目等選定指針に関する基本的事項
一般的事項 環境要素ごとの基本的な方針 手法選定に当たって一般的留意事項
項目の選定に関する事項 手法の選定に関する事項
 - (2)環境保全措置指針に関する基本的事項
一般的事項 保全措置検討に当たっての留意事項

- 主務省令（例：廃棄物最終処分場）**
- 第4条 項目等選定指針（第5～12条）**
- 第5条 事業特性・地域特性の把握
 - 第6条 環境影響評価の項目の選定
 - 第7条 調査、予測、評価の手法の選定
 - 第8条 参考手法を勘案した選定
 - 第9条 調査手法選定に当たっての留意
 - 第10条 予測手法選定に当たっての留意
 - 第11条 評価手法選定に当たっての留意
 - 第12条 手法選定に当たっての一般的留意
(専門家助言、選定理由明示など)
- 第13条 環境保全措置指針（第14～17条）**
- 第14条 環境保全措置の検討
 - 第15条 検討結果の検証
 - 第16条 検討結果の整理
 - 第17条 事後調査（実施基準・方法）

- 札幌市・技術指針**
- 第1章 総論**
- 1 環境要素
別表1：環境要素の区分
 - 2 環境影響評価の項目
別表2：影響要因と環境要素の関連
別表3：基本項目
 - 3 対象事業の特性
 - 4 関係地域の概況
別表4：関係地域概況調査の項目例
 - 5 関係地域の設定
 - 6 調査手法（具体的手法：第2章各論）
 - 7 予測手法（ " ）
 - 8 評価手法（ " ）
 - 9 環境の保全のための措置
 - 10 事後調査
- 第2章 各論**
環境要素の区分（大気質～温室効果ガス）ごとに、調査・予測・評価の標準的手法

定義別